

# 参 考 資 料

## 1 計画の策定体制等

### (1) 策定体制

附属機関である「山口県障害者施策推進協議会」（委員 17 名）において、審議、決定しました。

### (2) 策定経過

- 令和 5 年（2023 年）7 月 27 日に第 1 回山口県障害者施策推進協議会を開催し、新「やまぐち障害者いきいきプラン」の方向性について審議しました。
- 令和 5 年（2023 年）11 月 20 日に第 2 回山口県障害者施策推進協議会を開催し、新「やまぐち障害者いきいきプラン」の素案について審議しました。
- 令和 5 年（2023 年）12 月 18 日から令和 6 年（2024 年）1 月 17 日まで新「やまぐち障害者いきいきプラン」の素案について広く県民の意見をお聞きするため、パブリック・コメント\*を実施しました。
  - ・ 閲覧場所 県庁ホームページ、県庁情報公開センター、各地方県民相談室、各健康福祉センター、県庁健康福祉部障害者支援課 等
  - ・ 募集方法 郵送、F A X、電子メールによる
- 令和 6 年（2024 年）2 月 22 日に第 3 回山口県障害者施策推進協議会を開催し、新「やまぐち障害者いきいきプラン」の最終案について審議しました。

### (3) 山口県障害者施策推進協議会条例

(趣 旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第26条第3項の規定に基づき、山口県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

(任 期)

第3条 関係行政機関の職員以外の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会 長)

第4条 協議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもつて充てる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第6条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹 事)

第7条 協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受けて協議会の事務に従事する。

(庶 務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、知事が定める。

(4) 山口県障害者施策推進協議会委員名簿

任期：令和5年(2023年)7月1日～令和7年(2025年)6月30日(敬称略)

区分	所属等	氏名
学識経験者	山口学芸大学教育学部教授	○松田 信夫
	山口大学大学院医学系研究科教授(精神科神経科)	中川 伸
	(有)リベルタス興産障がい者雇用コンサルタント	田中 真美
	山口県医師会常任理事	長谷川奈津江
障害者・障害者の福祉に関する事業に従事する者	山口県身体障害者団体連合会会長	宮原 博之
	山口県肢体不自由児(者)父母の会連合会会長	福田 修三
	山口県手をつなぐ育成会理事	高橋 幸子
	山口県精神保健福祉会連合会会長	宮川 芳恵
	山口県訪問介護事業所連絡協議会代表	永田 英一
	山口県身体障害者施設協議会	田中 雅之
	山口県障害福祉サービス協議会理事	首藤 憲二
	山口県精神科病院協会理事	大樂 良和
	山口県相談支援専門員協会副会長	岡村 恭子
山口県社会福祉協議会総務企画部長	大倉 福恵	
行政機関	山口労働局職業安定部長	徳富 久士
	下関市福祉部長	富本 幸治郎
公募委員		新田 圭子

○：会長

# あいサポート運動



誰もが、様々な障害の特性、障害のある方が困っていること、  
障害のある方への必要な配慮などを理解して、  
障害のある方に対してちょっとした手助けや配慮などを実践することで、  
誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）を  
みなさんと一緒につくっていくことを目的とした運動です。  
鳥取県で平成 21 年（2009 年）11 月に始まり、  
本県では、平成 27 年（2015 年）8 月に鳥取県と協定の調印をして、  
他の協定県とも協働して「あいサポート運動」を推進しています。

## まず、障害について理解してください

**障害は  
誰にでも生じ  
得るものです。**

病気や事故はいつ起こるかわかりません。同様に、障害はいつでも誰にでも生じ得るものなのです。

**障害は多種多様で  
同じ障害でも  
一律ではありません。**

障害の種類も程度もさまざまであり、同じ障害でも、その症状は一律ではありません。また、複数の障害を併せ持つ場合もあります。

**外見では  
分からない  
障害もあります**

障害は多種多様であり、外見だけでは障害があることが分からないこともあるため、周囲に理解されず、苦しんでいる方もおられます。

**周囲の理解や配慮があれば、  
活躍できることがたくさんあります。**

目が悪くなれば眼鏡をかけるように、不自由さを補う道具や援助があれば活躍できることはたくさんあります。

障害の種類・程度は人それぞれに異なりますが、少しの介助があれば、地域の中で日常生活を営み、障害のない方と同じ職場で働いている方や、趣味やスポーツなどで活躍している方もたくさんおられます。

## こんな配慮をお願いします

障害のある方に対して冷たい視線を送ったり、  
見て見ないふりをするのは避けてください。温かく接してください。

### 困っていそうな場面を見かけたら

「何かお困りですか」と一声かけて、自分でできるサポートをしましょう。見守ることと、時には支える姿勢が大切です。

### 「障害があるから」と決め付けず

それぞれの個性や能力が活かせることを一緒に考えてみましょう。

### 介助者がいても・・・

介助者ではなく本人に話しかけましょう。

### 自分のイメージですべての障害者を見ないでください。

障害だけを見るのではなく、その人の全体像を見て接しましょう。

## あいサポート運動を広げていくために

あいサポート運動を実践していく方々を「あいサポーター」と呼びます。  
山口県では、できるだけ多くの方に、あいサポーターになっていただき、  
あいサポート運動を広げていくことに取り組んでいます。

### あいサポーターになるためには

日常生活において障害のある方が困っている時などに、ちょっとした手助けをする意欲がある方であれば、以下により、あいサポート運動の説明等を受ければ、誰でもなることができます。（特別な技術の習得は不要です。）

- ①各職場や地域・団体などが開催する「あいサポーター研修」を受ける。
- ②各種講演会・イベント等で、あいサポート運動に関する説明等を受ける。

### あいサポーターになると

障害の主な特性や必要な配慮の内容をまとめたパンフレット「障害を知り、共に生きる」と「あいサポートバッジ」を受け取り、以下の4つのことを実践していただきます。

- 1 まず、障害について理解すること
- 2 ちょっとした手助けや配慮をすること
- 3 あいサポートバッジをつけて声を掛けやすくすること
- 4 「あいサポート運動」の精神を広めていくこと

### あいサポート運動を推進するために

従業員等を対象とした「あいサポーター研修」等に取り組む企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定します。



### 3 用語解説

#### 【あ行】

##### ■アウトリーチ

英語で手を伸ばす・手を差し伸べるということの意味し、社会福祉の実施機関が潜在的なサービス利用希望者に手を差し伸べ、利用を実現させるような積極的な取組。

##### ■悪質商法

親切そうな笑顔や巧みな話術でお金をだまし取ったり不要な物を売りつける商法。家や商品の点検に来たと言って、不必要な工事や商品の契約をさせる「かたり商法」や「点検商法」、注文していない商品を一方的に送りつけて、代金を支払うことを狙った「送りつけ商法」等、様々な手口がある。

##### ■アクセシビリティ

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

##### ■アスペルガー症候群

※「発達障害」の項を参照

##### ■意思決定支援

自ら意思を決定することに困難を抱える障害のある人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることできるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組み。

##### ■医療的ケア児支援センター

医療的ケア児とその家族からの相談に応じるとともに、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係支援機関への情報提供・連絡調整等を実施する機関。

##### ■インクルーシブ

「包摂的な」「包容する」を意味する言葉で、年齢・性別・障害の有無・国籍等に関わりなく、

誰もが分け隔てなく社会に受け入れられる概念。

##### ■エスコートゾーン

道路を横断する視覚障害者の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、視覚障害者が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列のこと。

##### ■NPO

Non-Profit Organization の略。「民間非営利組織」と訳される。保健・医療・福祉や環境保全、災害救援、まちづくりなど、様々な分野における営利を目的としない市民の自発的意思による活動団体。

#### 【か行】

##### ■学習障害

※「発達障害」の項を参照

##### ■基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者、知的障害者及び精神障害者に対する相談等の業務を総合的に行う施設。

##### ■強度行動障害

自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態。

##### ■ケアマネジメント

障害のある人の地域における生活を支援し、自立と社会参加を促進するため、障害のある人の状態・容態及び本人や家族等の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労等の幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方

法。

### ■健康やまぐち 21 計画

本県の健康づくり対策の目標と基本的な方向性を示したものの。

### ■権利擁護

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害のある人等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

### ■更生相談所

身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に基づいて、都道府県、政令指定都市が設置する、身体や知的に障害のある人の相談に応じるとともに、必要により医学的、心理的及び職能的判定を行い、市町村あるいは県等の関係機関と協力して指導や援助を行う機関。

### ■合理的配慮

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた場合に、負担が重すぎない範囲で対応すること。

### ■コミュニティ活動

一定の地縁に基づき、住民が地域社会の維持及び形成を図る組織的な活動。

## 【さ行】

### ■災害派遣福祉チーム（DWA T）

大規模災害時に、一般避難所等において災害時要配慮者（高齢者や障害者、子ども等）に適切な福祉支援を行い、生活機能の低下や要介護度の重度化といった二次被害の防止を図ることを目的とする、福祉専門職等で構成するチーム。DWATはDisaster Welfare Assistance Teamの略。

### ■サブセンター

地域の中核となる小・中学校の通級指導教室等に設置し、発達障害等について、相談支援を行う。

### ■失語症

脳梗塞や脳外傷などにより脳の言語中枢が損傷され起こる障害。症状は損傷を受けた脳の場所

や損傷の大きさによって異なるが、「聞く」「話す」「読む」「書く」といった言葉の働きに何らかの不具合が生じ、相手の言葉を理解することや、会話や文字でものごとを表現することが困難になるため、日常生活や社会生活上のコミュニケーションに支障が出る。

### ■自閉症

※「発達障害」の項を参照

### ■周産期医療体制

妊娠満 22 週目から生後 7 日未満の期間（周産期）に、正常分娩からハイリスク分娩まで、妊産婦や新生児の状態に応じ、医療機関の連携により、適切な医療を提供する体制。

### ■授産製品

障害のある人が地域において自立した生活を送れるよう、障害者施設等において、作業訓練の一環として障害のある人が製作した製品。

### ■手話

物の名前、意思、概念等を手指、体の動きや表情を使って表現する独自の語彙や文法体系を持つ言語。

### ■障害者虐待防止センター

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」において、市町村に機能設置が義務づけられた通報・相談窓口。関係機関と連携して適切な対応を図るほか、障害のある人に対する虐待の防止の啓発活動を行う。

### ■障害者権利擁護センター

平成 23 年(2011 年)6 月に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」において、都道府県に機能設置が義務づけられた通報・相談窓口。関係機関と連携して適切な対応を図るほか、障害のある人に対する虐待の防止の啓発活動を行う。

平成 28 年度(2016 年度)から、障害を理由とする差別に関する相談受付も行っている。

### ■障害者雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国、地方公共団体等は、それぞれ



に定められた割合（法定雇用率）に相当する人数以上の障害のある人を雇用しなければならないこととされており、このことにより障害のある人を雇用する割合のこと。令和6年4月（2024年）から、民間企業は2.5%、国・地方公共団体等は2.8%、都道府県等の教育委員会は2.7%に引き上げられた（令和8年（2026年）7月から、民間企業は2.7%、国・地方公共団体等は3.0%、都道府県等の教育委員会は2.9%に引き上げられることとなっている）。

### ■障害者週間

国際障害者年を記念し、障害者問題について国民の理解と認識を更に深め、障害者福祉の増進を図るために12月9日を「障害者の日」とした。また、国際障害者デーであり、障害者基本法の公布日でもある12月3日を起点とし、障害者の日である9日までの1週間を「障害者週間」とした。

### ■障害者就業・生活支援センター

就業及び就業に伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害のある人に対し、雇用、福祉、教育等の関係機関の連携の下、身近な地域で、就職に向けた相談支援や日常生活の自己管理に関する助言など、就業面及び生活面の一体的な支援を行う機関。

### ■障害者職業センター

地域における中核的な職業リハビリテーション機関として、ハローワーク等の関係機関との連携の下、障害者に対して職業評価、職業指導、職場適応援助（ジョブコーチ支援）等の支援を行うとともに、事業主に対する雇用管理に関する専門的な助言・援助や、関係機関に対する職業リハビリテーションについての助言・援助等を行う機関。障害者職業カウンセラーが配置され、各都道府県に設置されている。（県内では防府市に設置）

※職業リハビリテーション 障害者に対して職業指導、職業訓練、職業紹介等を実施し、その職業生活における自立を図ることをいう。

### ■障害者トライアル雇用制度

ハローワークを介して障害のある人を一定期間（3か月）試用雇用の形で受け入れることにより、障害のある人の適性或業務遂行の可能性を見極め、障害のある人と事業所の相互理解を促進し、

早期就職の実現や雇用機会の創出を図る制度。

### ■障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例

障害を理由とする差別を解消し、県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことを目的として令和4年（2022年）10月に制定された条例。

### ■障害福祉サービス実施計画

障害者総合支援法の規定に基づく「都道府県障害福祉計画」及び児童福祉法の規定に基づく「障害児福祉計画」として、障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスや相談支援が地域において計画的に提供される体制を確保するために策定するもの。

### ■小児慢性特定疾病

満20歳に満たない者がその疾病にかかることにより、長期にわたり療養を必要とし、かつ生命に危険が及ぶおそれがある、療養のために多額の費用を要する疾病として厚生労働大臣が定めるもの。

### ■ジョブコーチ（職場適応援助者）

知的障害や精神障害など、円滑なコミュニケーションが困難な障害のある人の職場への適応や定着を図るため、一定期間（最長8か月）一緒に職場に入り、付き添って仕事や訓練のサポート、職場内の人間関係の調整等にあたり、職場環境等への適応や障害の特性に関する理解の促進等、本人・事業所双方に助言・指導を行う人。

### ■心身障害者扶養共済制度

心身障害児（者）の保護者が毎月一定の掛け金（保険料）を納入することにより、保護者の死後（または重度障害となった場合）、残された障害のある人に終身一定額の年金が支給される制度。

### ■身体障害者補助犬

①視覚障害のある人が安全に歩けるようにサポートする盲導犬、②肢体不自由のある人の日常生活動作をサポートする介助犬、③聴覚障害のある人に生活の中の必要な音を知らせる聴導犬の

3種類をいい、「身体障害者補助犬法」では、国、地方自治体等が管理する公共施設、公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設では、「同伴を拒んではならない」とし、また、一定規模以上の常用雇用労働者がいる事業所では、その「使用を拒んではならない」としている。

#### ■精神科救急医療システム

休日又は夜間等において精神疾患の急激な発症や精神症状の急変など早急に適切な医療を必要とする精神障害者等の迅速な診察の実施や必要な医療施設を確保し円滑な医療及び保護を図るシステム。

#### ■精神科デイ・ケア

精神科通院医療の一形態で、精神障害がある人等に対して昼間の一定時間、医学的管理の下で、集団精神療法、作業療法、レクリエーション療法など、社会復帰に向けての集団治療を行う事業。

#### ■精神保健福祉センター

精神保健福祉に関する知識の普及、調査研究、複雑困難な相談及び指導などを行う県の専門指導機関。

#### ■成年後見制度

家庭裁判所の手続きを通じて、成年後見人や保佐人等が、知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が十分でない人の財産や権利を保護するための制度。

### 【た行】

#### ■地域協育ネット

概ね中学校区を一つの単位として、学校関係者や保護者、地域の社会教育団体、専門機関等とのネットワークを形成し、地域ぐるみで子どもたちの育ちや学びを支援する山口県独自の仕組み。

#### ■地域自立支援協議会

地域における相談支援事業を適切に実施していくために、困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議などを行う市町が設置する機関。

#### ■地域生活定着支援センター

高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等に対し、保護観察所等と協働して相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援する。

#### ■注意欠陥多動性障害（ADHD）

※「発達障害」の項を参照

#### ■聴覚障害者情報センター

字幕・手話入りビデオテープ等の制作貸出し、手話通訳者等の養成派遣、聴覚障害のある人の相談などを行う施設。

#### ■通級による指導

大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場（通級指導教室）で受ける指導形態。平成30年度（2018年度）から、高等学校又は中等教育学校においても特別の教育課程が編成できるようになり、「通級による指導」の制度を導入することが可能となった。

#### ■デフリンピック

4年に一度行われる、聴覚に障害のある人の国際スポーツ大会。夏季大会と冬季大会が開催されている。

#### ■点訳・朗読・手話奉仕員

点訳や朗読、手話を障害のある人のために行うボランティアのこと。市町等からの依頼による広報活動や文化活動等にも協力する。

#### ■特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

#### ■特別支援教育センター

県内7地域の拠点となる総合支援学校に設置し、地域の小・中学校等をはじめ、幼児・児童・生徒や保護者への専門的な相談支援を行う。

## ■特別障害者手当

20歳以上の在宅の重度障害者に対し支給される手当。

### 【な行】

## ■難病

発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいう。

また、難病のうち、①患者数が本邦において厚生労働省令で定める人数に達していないこと、②診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっているなどの要件を満たすもので厚生労働大臣が指定した難病を指定難病といい、医療費が公費助成の対象となっている。

## ■農福連携

障害のある人が農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。

### 【は行】

## ■発達障害

### ・自閉症

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

### ・アスペルガー症候群

知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもの。なお、高機能自閉症やアスペルガー症候群は、広汎性発達障害に分類されるもの。

### ・学習障害（LD）

（LD=Learning Disabilities）全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難がある状態。

### ・注意欠陥多動性障害（ADHD）

（ADHD=Attention Deficit/Hyperactivity Disorder）年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性、多

動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

発達障害者支援法では、WHO（世界保健機関）の国際疾病分類（ICD-10）（日本語版第1版1993年2月）に基づいて発達障害を定義しているが、米国精神医学会が作成する診断基準（DSM-5）（日本語版第1版2014年10月）の日本精神神経学会精神科用語検討委員会による訳では、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害については、自閉症スペクトラム障害（あるいは自閉スペクトラム症）、注意欠陥多動性障害については注意欠如・多動性障害（あるいは注意欠如・多動症）と呼ばれるようになっている。

## ■発達障害者支援センター

社会生活への適応が困難な発達障害の特性を踏まえ、生涯一貫したきめ細かな支援を行うため、これらの障害を持つ方やその保護者の方からの相談に応じるとともに、家庭・保健・福祉・医療・教育等の関係機関の連携を中心として、専門的支援のバックアップを行う機関。

## ■パブリック・コメント（制度）

県の施策に関する基本的な計画等を策定する過程において、計画案等を県民に公表し、それに対する意見を求める制度。

## ■バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。1974年（昭和49年）に国際障害者生活環境専門家会議が「バリアフリーデザイン」という報告書を出したことから、この言葉が使用されるようになった。元々は建築用語として登場したため、建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味合いが強いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

## ■バリアフリー法

建築物のバリアフリー化を進める「ハートビル法」（平成6年施行）と公共交通機関や駅などの旅客施設を中心にバリアフリー化を進める「交通バリアフリー法」（平成12年施行）とを統合・拡充した法律。平成18年（2006年）12月施行。高齢

者、障害者、妊婦、けが人などの移動、施設利用の利便性や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、駅を中心とした地区や高齢者、障害者などが利用する施設が集まった地区において、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進することを目的としている。正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化に関する法律」。

#### ■FAX110番・110番アプリシステム

言語や聴覚障害のある人を対象として、FAXやアプリにより緊急通報を受け付ける仕組み。

#### ■ふれあい教育センター

やまぐち総合教育支援センター内に設置し、地域の小・中学校等をはじめ、幼児・児童・生徒や保護者へ、特別支援教育について、広域的・専門的な相談支援を行う。

#### ■ペアレント・メンター

発達障害児の子育て経験のある親であって、その経験を生かし、子どもが発達障害の診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人のこと。

#### ■ヘルプマーク

東京都が「義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマーク」。平成29年(2017年)7月に、日本工業規格(JIS)の案内用図記号に追加された。

### 【ま行】

#### ■マルチメディアデジータ図書

パソコンを利用し、文字・音声・画像を同時に再生でき、読みの早さや画面上のレイアウト(文字の大きさ・色・背景色など)の変更ができる図書のこと。

#### ■民生委員・児童委員

住民福祉を推進するため、生活に困っている人、高齢者、子ども、障害のある人、母子・父子家庭

など色々な相談や調査、援助活動をしている人。

#### ■盲ろう者通訳・介助員

盲ろう者(視覚と聴覚の両方に障害を併せ持つ人)に対して、視覚情報の提供、コミュニケーション支援(人と話すときの通訳等)、外出時の移動介助を行う者。

### 【や行】

#### ■やまぐち安心おでかけ福祉マップ

障害のある人や高齢者、乳幼児を連れた人など、すべての人が安心して外出できるよう、県内におけるユニバーサルデザインの配慮がなされた施設の情報を、インターネット上の地図に表示し紹介しているもの。

#### ■山口県居住支援協議会

山口県における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりを目的として、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等について協議・検討するため、行政と民間関係団体で組織する団体。

#### ■山口県福祉のまちづくり条例

日常生活や社会生活を制限する様々な障壁を取り除くことにより、高齢者、障害のある人等が自らの意思で自由に行動し、平等に参加することができる社会を築いていくため、平成9年(1997年)に制定した条例。

#### ■山口県保健医療計画

医療法第30条の4第1項の規定に基づき、県における良質かつ適切な医療を効果的に提供する体制の確保を図るための計画。

#### ■山口県ユニバーサルデザイン行動指針

様々な分野で、全庁的、総合的に、ユニバーサルデザインの考え方に基づいたまちづくりを進めていくための基本的な方向を示すもの。

#### ■やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度

身体障害者用駐車場の適正な利用を推進するため、障害のある人や高齢者、妊産婦等で歩行、乗降が困難な者に県内共通の利用証を交付し、協力施設の駐車スペースを利用できるようにする

制度。

### ■ヤングケアラー

家事や家族の世話、介護等のために子どもらしい生活を送ることができない子どものこと。

### ■ユニバーサルデザイン

高齢者や障害のある人などを含めた全ての人々が、はじめから利用しやすいように施設、物、サービスなどに配慮を行うという考え方。

### ■要約筆記

聴覚障害のある人に対して、話し手の内容を要約して文字にして伝えるコミュニケーション手段。手で書く方法とパソコンを使用して表示する方法がある。

## 【ら行】

### ■リハビリテーション

治療や訓練というような技術的なことだけでなく、障害のある人が一人の人間として、住み慣れた地域でそこに住む人々と共に、普通に生活できるようにすることであり、その人が持っている全ての能力を最大限に活用した生活への総合的な取組。

### ■療育

「療」は医療を、「育」は養育・保育・教育を意味するとされており、身体や知的に障害のある子ども等について早期発見と早期治療及び相談・指導を行うことにより、子どもが持つ発達能力を有効に育て、自立生活に向かって基礎的な生活能力の向上を図る。

### ■療育手帳

知的障害のある人に対して一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援助措置を受けやすくするために、一定程度以上の障害がある人に対し、申請に基づいて障害程度を判定し、都道府県知事が交付する手帳。